

本事業は、令和8年度新潟県当初予算が、新潟県議会において議決されることを前提に事業化される停止条件付事業です。今後、交付要綱の改正や事業内容の見直し、補助率の変更等が行われる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年3月2日  
新潟県知事政策局国際課

## 令和8年度「新潟県国際交流推進基金事業補助金」募集案内

新潟県では、諸外国との経済交流や広域連携等を促進するため、県内の大学（大学院、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）含む）や経済団体、国際交流団体が行う、本県の拠点性（ヒト・モノ・情報等が諸外国と活発に行き交う国際拠点としての機能）の向上に資する取組や研究、グローバル人材の育成に向けた取組に係る経費を予算の範囲内で、補助金により支援します。

【募集ホームページ URL】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kokusai/260113.html>  
新潟県ホームページ > 組織別 > 知事政策局 国際課

### 1 補助対象者 ※事業内容により異なります。

事業内容	補助対象者
国際会議、シンポジウム等の開催	新潟県内の大学（大学院、短期大学含む）
共同研究	
学生参加型のイベント	新潟県内の大学（大学院、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）含む）
海外でのプロモーション活動等	・新潟県内の経済団体(※1) (経済同友会、商工会議所、商工会及び県連合会等) ・新潟県内の国際交流団体(※2)

(※1) 「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所を、「商工会及び県連合会」とは、それぞれ商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び県商工会連合会をいう。

(※2) 国際交流団体とは、団体運営に際し、定款、規約、会則等を有し、会計処理（予算、決算を含む）を行っていること、また団体の活動の本拠地が新潟県内であり、原則として直近5か年以上の活動実績がある団体をいう。

### 2 補助対象事業

諸外国との経済交流や広域連携等を促進するため、県内大学や県内の経済団体、国際交流団体が行う、本県の拠点性（ヒト・モノ・情報等が諸外国と活発に行き交う国際拠点としての機能）の向上に資する取組や研究、グローバル人材の育成に向けた取組であり、下記の要件を満たす取組であること。

事業内容	要件等※
国際会議、シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会議やシンポジウムは、日本を含む3か国以上から参加があること。</li> <li>・新たに取り組む事業であること。これまでと同じ事業であっても、新たな企画、活動に取り組むものであれば対象とする。</li> <li>・会場は新潟県内で行うこととし、リアル形式で開催すること（オンライン併用開催も対象とするが、オンライン開催のみの場合は対象外）。</li> <li>・2年目以降も継続することが見込まれる事業であること。</li> <li>・他の大学や団体等と連携した取組であること。</li> </ul>
共同研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究分野は問わない。</li> <li>・県内大学と他の国内外の大学、研究機関、民間企業等との共同研究であること。</li> <li>・研究期間は、最長3か年の研究であること。（複数年にわたる研究でも、年度ごとに申請、審査を行い、事業を採択します）</li> </ul>
学生参加型のイベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生参加型のイベントは、グローバル人材の育成に向けた取組（留学促進に資する取組も含めること）であること。</li> <li>・新たに取り組む事業であること。これまでと同じ事業であっても、新たな企画、活動に取り組むものであれば対象とする。</li> <li>・2年目以降も継続することが見込まれる事業であること。</li> <li>・他の大学や団体等と連携した取組であること。</li> </ul>
海外でのプロモーション活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で行うプロモーション活動で、県産品の販路拡大や本県の認知度向上・魅力発信、又は国際交流の推進に資する効果的な取組であること。</li> <li>・相手国の経済団体又は国際交流団体等と連携した取組であること。</li> </ul>

※県内大学が行う事業で、対象地域を北東アジア（中国、韓国、モンゴル、ロシア、北朝鮮）とする場合は、新潟県立大学北東アジア研究所と連携した取組を対象とする。

#### （補助対象とならない事業）

事業内容	要件等
国際会議、シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方公共団体が主催または共催する事業</li> <li>・本補助金とは別に国や県、市町村等の地方自治体からの補助金等の交付を受ける事業</li> <li>・政治的、宗教的、専ら営利的な事業</li> </ul>
共同研究	
学生参加型のイベント	
海外でのプロモーション活動等	

### 3 補助対象期間

事業内容	要件等
国際会議、シンポジウム等の開催 学生参加型のイベント 海外でのプロモーション活動等	交付決定日から、令和9年3月31日までに実施する取組を補助対象とする。
共同研究	交付決定日から実施する研究で、研究期間は最長3か年とする。ただし、令和6年度又は令和7年度に採択された共同研究が、令和8年度でも採択された場合は、交付決定日以前から実施されている研究も補助対象とするが、令和8年度に補助対象となる経費は、交付決定日以降に発生した経費を対象とする。

### 4 補助金額

事業内容	予算額	備考
国際会議、シンポジウム等の開催 共同研究※ 学生参加型のイベント 海外でのプロモーション活動等	15,500 千円	審査委員会において、事業内容の審査を行い、予算の範囲内で、事業を採択し補助金を交付する。 (年間5件程度の取組を採択予定)

※共同研究は、複数年にわたる研究の場合でも、年度ごとに申請、審査を行い、事業を採択します。(1年目に採択されても、2年目、3年目も採択されるとは限りません)

### 5 補助対象経費・補助対象外経費

主な補助対象経費		補助対象外経費
費目	例示	例示
報酬 報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究、活動に必要な補助作業者に対する賃金</li> <li>外部の講師・専門家等への謝礼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請団体構成員への謝金・賃金</li> <li>出張手当・日当</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究、活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費の実費</li> <li>外部から講師等として専門家等を招く際の交通費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の業務と区別がつかない出張旅費(情報収集のみを目的とした学会・イベント出席等)</li> </ul>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流レセプション等に係る食糧費</li> <li>チラシ等の印刷製本費、図書等の購入費</li> <li>文房具等の消耗品購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業と直接関連のない食糧費</li> <li>お土産代</li> </ul>
備品 購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業の実施に関して必要となる機械装置の購入、製作、改良、設置等の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業以外の通常の業務でも使用する備品の購入経費(パソコン、タブレット、プリンター、デジタルカメラ等)</li> </ul>

委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費</li> <li>・会場設営費、装飾費及び関連委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業と関連のない業務の委託料</li> </ul>
役員費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信、郵便、電話料、保険料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業と直接関連のない役員費</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議やイベントの会場賃借料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・土地等の不動産取得費</li> </ul>
その他	<p>その他、審査委員会において必要と認める経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の補助金等が支給されている経費</li> <li>・事業中に発生した事故・災害の処理のための経費</li> <li>・その他、当該年度に使用しない経費、当該事業の実施に関連性のない経費</li> </ul> <p>※上記の他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とする。</p>

## 6 募集期間

令和8年3月2日（月）～3月18日（水）

## 7 申請方法

### （1）提出書類（交付申請時）

事業内容	提出様式
国際会議、シンポジウム等の開催	交付申請書（別記様式第1号） コンベンション計画書（実施報告書）（別紙1） 収支予算書（別紙3） 取組内容がわかる資料（様式任意）
共同研究	交付申請書（別記様式第1号） 共同研究計画書（別紙4） 取組内容がわかる資料（様式任意） 共同研究に関する研究業績リスト（ある場合のみ：様式任意）
学生参加型のイベント	交付申請書（別記様式第1号） 事業計画書（別紙2） 収支予算書（別紙3） 取組内容がわかる資料（様式任意）
海外でのプロモーション活動等	交付申請書（別記様式第1号） 事業計画書（別紙2） 収支予算書（別紙3） 取組内容がわかる資料（様式任意） 申請団体の規約・定款 申請団体の過去5年間の活動実績がわかる書類（様式任意）

※提出書類は、原則「日本語」で作成、提出願います。また、できるだけ専門用語の多用を避け、平易でわかりやすい文章で作成願います。

※申請いただく事業内容により、提出書類が異なりますので、ご注意ください。

※上記の申請書類を原則としてメールにより提出してください。データでの送付が困難な場合に限り、郵送による紙の提出も可能とします。

※提出書類を受領次第、当課からメールにて受領の連絡を差し上げます。受領のメールが届かない場合はご連絡ください。

## (2) 提出先

新潟県 知事政策局 国際課 交流推進第1グループ

メールアドレス：ngt000130@pref.niigata.lg.jp

(所在地) ※データでの提出が困難な場合に限り、郵送による提出も可。

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(提出期限) 令和8年3月18日(水) ※電子メール、郵送いずれも必着

## (3) 注意事項

○提出書類は、申請団体の代表者名で提出してください。

※代表者名以外の提出書類は受理できません。

○提出いただいた書類は、この事業に係る審査以外には使用しません。また、提出書類の返却は行いませんので、ご了承ください。なお、北東アジア（中国、韓国、モンゴル、ロシア、北朝鮮）に関する取組については、新潟県立大学北東アジア研究所と情報共有し、その意見を審査の参考情報として活用します。

○新潟県国際交流推進基金事業補助金交付要綱第6条により、暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は、本事業に申請できません。

○同一の取組内容で、県、国又は市町村の他の補助金や助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決定している場合は、この補助金に応募することはできません。

## 8 審査方法

提出された書類は、外部有識者等で構成される審査委員会において、事業内容ごとに、次の基準により評価及び審査を行い予算の範囲内で事業を採択します。

審査は、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）を予定しております。2次審査の詳細は、1次審査通過者へ改めてご案内します。

## 9 審査基準

項目	審査の観点
県の拠点性向上への寄与度	事業を通じて、本県の拠点性（ヒト・モノ・情報等が諸外国と活発に行き交う国際拠点としての機能）や知名度の向上が期待できるか。
事業効果	<b>【共通】</b> 事業実施により、本県の経済交流の拡大や諸外国との広域的な連携等の効果が期待できるか。
	<b>【共同研究】</b> 事業実施にあたっての問題意識が明確で、事業を通じ本県の地域経済・社会の課題解決や貢献が見込まれるか。
	<b>【共同研究以外】</b> 国内外の関係者等の参画が見込まれ、国際交流等の拡大やグローバル人材の育成（留学促進を含む）等が期待できるか。
先駆性	<b>【共同研究】</b> 事業効果が期待できる新たな研究であるか。
	<b>【共同研究以外】</b> 事業効果が上がるような新たな取組や工夫があるか。
将来性	<b>【共同研究】</b> 学術的な価値が高く、実用化に向けた具体的な計画や体制があるか。
	<b>【共同研究以外】</b> 将来的に事業を継続し発展していくことが期待できるか。
費用対効果	予算規模に応じた事業効果が期待できるか。
実現可能性・実施体制	事業内容が実現可能と認められるか。また、確実に実施される体制となっているか。

## 10 補助金申請から支払いまでのながれ

### ① 補助金の申請（事業実施団体→県国際課）

募集期間内に所定の書類を提出してください。



### ② 補助金の事業内容の審査（県国際課）

外部有識者による審査委員会において、事業内容を審査します。



### ③ 事業実施団体への交付決定可否の通知（県国際課→事業実施団体）

審査委員会の採択結果に基づいて、採択結果を文書で通知します。

④ 事業の実施（事業実施団体）

知事が必要と認めるときは、概算払請求することができます。

⑤ 実績報告書の提出（事業実施団体→県国際課）

事業完了後3か月以内か令和9年4月10日のいずれか早い期日までにご提出ください。

⑥ 報告書の審査と確定額の通知（県国際課）

報告書を審査し、最終的な補助金額を確定して書面で通知します。

⑦ 請求書の提出（事業実施団体→県国際課）

確定額に基づいた請求書をご提出ください。

⑧ 補助金の支払い（県国際課→事業実施団体）

指定金融機関の口座に補助金を振込みます。

## 11 補助金に係る留意事項

### 【補助事業者の交付条件】

- 補助事業の内容または経費等の変更、補助事業の中止・廃止を行う場合は、事前に県の承認を受けること。
- 補助事業の遂行状況について、県が報告を求めた場合、速やかに報告すること。
- 補助事業の経費について、帳簿及び全ての支払いに係る領収書等の証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助事業年度終了後5年間保管すること。
- 補助事業に関し、県が調査（アンケート、ヒアリング等）を行う場合は、協力すること。
- 補助事業に係る取組内容の対外的な情報発信（SNS、ブログ、冊子、研究成果発表会等）を行うこと。
- 補助事業の内容が、公序良俗や関係法令に反しないこと、またそのおそれのないこと。
- 補助事業完了後、事業成果について、県のホームページ等で公表します。

### 【補助金の支払い】

- 補助金の支払いは、原則、精算払となりますが、必要と認められる場合は、概算払請求により交付することが可能です。
- 実績報告書に基づき、支払額を確定します。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であり、実際に支出を要したと認められる費用の合計とします。
- 実績報告書を提出する際は、支払いの事実を確認できる書類として、領収書や振込明細書等の写しを添付してください。
- 領収書等の宛名は、事業実施団体名や代表者名となっているものがが必要です。
- 支出額及び内容について審査し、支払いの事実が確認できない、又は補助対象として認められない経費については、支払額の対象外とする場合があります。
- 報告書等の内容が虚偽であった場合、補助金の交付を取り消すことがあります。
- 共同研究について、研究期間が、翌年にまたがる研究の場合、補助事業年度と異なる年度の経費に対して補助金を支払うことはできません。当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、新潟県知事が新潟県議会へ繰越承認要求を行い、県議会の承認を得た上で、当該補助金を翌年度に繰り越して使用することができます。

### 12 今後のスケジュール（予定）※申請状況等によりスケジュールが変更する可能性あり

- 令和8年3月2日(月) 補助金の募集受付開始
- 令和8年3月18日(水) 補助金の申請受付期限（電子メール、郵送いずれも必着）
- 令和8年3月下旬 審査委員会 1次審査（書類審査）
- 令和8年4月下旬 審査委員会 2次審査（プレゼンテーション）  
補助金の交付決定通知の発送

### 13 問い合わせ先

新潟県 知事政策局 国際課 交流推進第1グループ メールアドレス：ngt000130@pref.niigata.lg.jp 連絡先：025-280-5098
---